

アラウンド GOGO 55

我が家の余暇は 権利？

豊田悦子



合いのある藤原清吾弁護士に相談しました。障害者権利条約を日本が締結した時期でもあり、兵庫県弁護士会人権擁護委員会に人権救済を申し立てることになりました。

私たちは、結婚して33年が経ちました。夫・幸博は全盲です。結婚前から障害者運動、特に堀木訴訟（全盲のお母さんが障害福祉年金と児童扶養手当の併給を求めた人権訴訟）を支援する運動と一緒にやってきました。

たが、2年半前から二人で楽しめる余暇として近くの温泉に行くようになりました。

3人の子どもたちが結婚・独立し、30年ぶりに二人の生活を送っています。お互いに別々の趣味を持ち、相手の大りにしていることを尊重することです。平穩に過ごしてきました

その温泉には障害者用浴室があつて、1回一人で使うと、夫はその浴室の配置や構造を理解しました。2回目から私がシャンプーの位置を伝えて安全確認した後は、夫一人で施設してその浴室を利用していました。私は、待ち合わせの時間まで大浴室でサウナや露天風呂を利用します。その冬は、10回以上、お互いに兼ねることなく、温泉を楽しみました。ところが、1年半前の冬、しばらくぶりにこの温泉を利用しようとする

と、職員が「障害者用浴室は介護者が同伴して使う決まりになっている」と主張し、私が大浴場に行くことを阻止するので、「夫は全盲でも、慣れた障害者浴室では介助の必要はない」と何度説明しても、「安全のため」を繰り返して、理解してもらえませんでした。

この間、二人でこの温泉に行くことを控えていましたが、ようやく堂々と利用できます。私たち共通の楽しみみの復活です。合意文に「障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律の趣旨に鑑み」とあり、権利保障と認められたのです。

（兵庫 視覚特別支援学校）

後日、堀木訴訟からお付き